

## 松前町立中学校水泳指導業務仕様書

### 1 業務名

松前町立中学校水泳指導業務

### 2 対象学校

学校名	所在地	人数
松前町立北伊予中学校	伊予郡松前町大字神崎 415 番地 1	237 人
松前町立岡田中学校	伊予郡松前町大字昌農内 443 番地 1	270 人
松前町立松前中学校	伊予郡松前町大字浜 963 番地	369 人

(R8. 4. 1 見込数)

### 3 契約期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日

(実施状況により期間の変更があり得る。)

上記期間において、「4 水泳授業指導」ごとに指導日時、学年の割り振り等について、  
契約締結後に、当該校と協議の上、決定すること。

### 4 水泳授業指導

「中学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説 保健体育編」の内容を基本とし、当該校の年間指導計画の学習内容を基に当該校と受託者で打合せの上決定し、水泳授業を実施するもの。

・実施期間：令和 8 年 5 月 1 日～令和 8 年 11 月 31 日まで（夏季休業日を除く）

※上記期間に実施が難しい場合は、契約締結後、当該校と協議の上、年度内に下記実施回数を終えるよう実施すること。

・水泳授業回数

1 単位時間を 50 分とし、下記のとおり実施すること。

1・2 年生：年間 8 単位時間（2 単位時間×4 回）/学級

3 年生：年間 4 単位時間（2 単位時間×2 回）/学級

※1 回の授業は、2 単位時間と間の休憩時間を含む 110 分を実施時間とする。

※1 回の授業当たり、学年（2 学級、3 学級又は 4 学級）で実施する。

※1 学年の生徒、クラス数の見込に関しては、次表を参照（R8. 4. 1 見込数）

学校	区分	1 年	2 年	3 年	計
北伊予中学校	生徒数（うち特別）	82 (1)	86 (2)	69 (4)	237 (7)

	支援学級生徒数)					
	学級数		3	3	2	8
岡田中学校	生徒数 (うち特別支援学級生徒数)		93 (4)	96 (2)	81 (0)	270 (6)
	学級数		3	3	3	9
松前中学校	生徒数 (うち特別支援学級生徒数)		128 (5)	114 (3)	127 (3)	369 (11)
	学級数		4	3	4	11

※ 1日の時間割表については、次表を参照

(北伊予中学校)

曜日	時限 時刻	1	2	3	4		5	6		
		8:10 ~	8:35 ~	9:35 ~	10:35 ~	11:35 ~	12:25 ~	13:00 ~	13:25 ~	14:25 ~
		8:20	9:25	10:25	11:25	12:25	13:00	13:25	14:15	15:25
月										
火	朝の会					給	昼		清	終
水						休			わり	わ
木						食	み		の	り
金						み			会	の

(岡田中学校)

曜日	時限 時刻	1	2	3	4		5	6			
		7:55 ~ 8:10	8:10 ~ 8:20	8:35 ~ 9:25	9:35 ~ 10:25	10:35 ~ 11:25	11:35 ~ 12:25	12:25 ~ 13:00	13:00 ~ 13:25	13:25 ~ 14:15	14:25 ~ 15:15
		8:10	8:20	9:25	10:25	11:25	12:25	13:00	13:25	14:15	15:25
月											
火	朝の会										
水						給	昼		清	終	
木						食	休		掃	わり	
金						み			の	の	

(松前中学校)

時限	時刻	曜日	1	2	3	4			5	6		
			8:00	8:15	8:35	9:35	10:35	11:35	12:25	13:10	13:20	13:40
		月	8:00	8:15	8:35	9:35	10:35	11:35	12:25	13:10	13:20	13:40
		火	8:15	8:25	9:25	10:25	11:25	12:25	13:00	13:20	13:35	14:30
		水										
		木										
		金										
ドリル	朝の会								給食	清掃	休憩	終わりの会

- ・移動時間も含めた実施時間は、6校時までのうち110分を上限とし、下記の目安のとおり行うこと。

実施時間：110分（契約締結後、当該校と協議の上決定）

移動時間：片道15分以内（乗降含む）

着替時間：授業前後各10分程度

授業時間：60分程度

- ・学年単位での水泳授業指導を基本とし、25メートルプールにおける1レーン当たりの指導生徒数は、15～20名程度とする。なお、1レーンを分割して実施する等の場合は、契約締結後、当該校と受託者で協議の上設定する。
- ・特別支援学級の水泳授業指導は、普通学級の実施日にあわせて行うこととし、その泳力に応じて適切な指導にあたること。
- ・学級閉鎖等、様々な事由によって水泳授業の実施が不可となった場合については、当該校と受託者で代替日を調整し、水泳授業指導を実施すること。その場合のキャンセル料等は発生しない。
- ・上記理由により予定していた水泳授業の実施が不可となった場合に発生する諸費用は、受託者の負担とする。
- ・指導の際に用いる用具（ビート板等）は、受注者が提供（貸与）を行うものとする。
- ・その他水泳授業指導運営にかかる諸費用は、受託者が負担すること。

## 5 施設

### (1) 場所

水泳授業指導の時間は、指導に必要な場所を一般客用と区別して設けること。

### (2) プール

衛生的な環境と水質の維持に努め、「学校環境衛生管理マニュアル」の「第4 水泳プールに係る学校環境衛生基準」に準じた水質検査を実施し、その基準を満たすこと。

### (3) その他の施設等

#### ① 保健施設

体調不良や怪我等の生徒を休ませることができる区切られた場所を確保すること。

AED が緊急時にすぐに使える場所（プールサイド等）に設置されていること。

#### ② 更衣室

男女別の更衣施設があること。利用時に一般利用者と区別するなど配慮すること。

#### ③ トイレ

プールサイド近くに男女別のトイレ及びトイレ後の衛生面の確保の為のシャワー施設があること。

#### ④ 空調施設等

更衣室、プール室の気温及び水温は、気候、熱中症対策、生徒の健康に留意した安全な水泳授業指導が実施できる適正温度を保ち、調節が可能であること。

#### ⑤ 管理体制

施設を安全に利用できるよう、監視員の配置をし、適切かつ円滑な安全管理を行うための管理体制を整えること。

## 6 移動

- ・全生徒及び教職員の移動ができるよう、受託者がバス等を確保し、送迎を行うこと。ただし、松前中学校については、徒歩等による自主移動とする。
- ・バス等での移動が困難な支援生徒に対しては、契約締結後、当該校と受託者で協議の上、適切な対応を行うこと。
- ・当該校から民間施設まで、全生徒、教職員が安全に乗り降りできる場所を確保し、最も安全なルートで送迎すること。マイクロバス利用時については、校内運動場等での乗降を想定すること。
- ・受託者は、バス等降車時は、バス等に生徒の置き去りがないよう対策を講じること。

## 7 その他

### (1) 指導方針

- ・学校教育活動の一環であることを十分に理解し、教育的な立場で指導に当たること。
- ・指導内容は、「中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 保健体育編」の内容を基本とし、当該校の年間指導計画の学習内容を基に、契約締結後、当該校と受託者で協議の上、決定すること。

### （2）責任の所在

- ・事故や緊急事態等に備えた安全管理マニュアル等を整備し、事故防止に努めること。
- ・万が一、事故が起った場合は、学校と協力して事態の収拾を図ること。なお、以下の場合であって、受託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、受託者がその責任を負うこと。
  - ① 指導中において、受託者の故意又は過失により事故が発生した場合
  - ② プール施設・設備の不備により事故が発生した場合
  - ③ 移動のためのバス等で交通事故等が発生した場合
  - ④ 移動のためのバス等で生徒の置き去りが発生した場合
  - ⑤ 業務を行うに当たり第三者に損害を及ぼした場合

### （3）指導の流れ

- ① 指導内容等打合せ
  - ・契約締結後、当該校と受託者は、移動及び指導に関して事前に十分な打合せを行うこととする。
  - ・受託者は、学習指導要領に基づいた評価項目を当該校と確認し、教員の評価を支援すること。
- ② 実施
  - ・受託者は水泳指導の際、生徒 15～20 名につき指導員 1 名を配置し、教職員と協力し、水泳授業指導に当たること。
  - ・指導員は、教職員と連携し、指導内容及び生徒のレベルに基づき生徒をグループに分け、泳力別の指導をするなど、生徒一人ひとりの実態に合ったきめ細やかで効果的な指導ができる体制を組み、指導にあたること。
- ③ 報告
  - ・当該校と受託者は、1回毎の水泳指導実施後にプール日誌を記載し、指導に当たった指導員、教職員、指導内容、生徒の健康の状況等を記録すること。
  - ・受託者は契約締結後、速やかに当該校と受託者で打合せの上、スケジュール等を記載した実施計画書等を提出すること。
  - ・受託者は、業務終了後、速やかに事業完了報告書を作成し、提出すること。
  - ・当該校が、自校のホームページに授業の様子等を掲載することを許諾すること。

#### (4) 備考

- ・受託者は、この契約を遂行するための個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報の取扱い及び情報セキュリティに関する特記事項」を順守しなければならない。
- ・本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、受託者及び発注者の協議により定めるものとする。